

児童手当の支給対象範囲の拡大に際し税源移譲を求める声明

政府及び与党は平成18年度予算編成に当たり、児童手当の支給対象範囲の拡大を行うと報道されている。

児童手当については、「三位一体改革」により、地方の負担率が3分の1から3分の2に拡大されたところであり、負担率の変更に伴う地方負担の増加額1,578億円に対しては、税源移譲の対象とすることが既に決定されたところである。

したがって、児童手当について、支給対象範囲を拡大する等地方負担が増加する決定を行うに際しては、最大の負担者である地方の意見を十分聞くべきである。地方の意見を聞くことなく支給対象範囲の拡大について議論が進められていることは甚だ遺憾である。

仮に国において児童手当の支給対象範囲を拡大する場合には、先に決定された3兆円の税源移譲に加え、支給対象範囲の拡大による巨額の地方負担の増加分について、税源移譲額を増額すべきである。

平成17年12月7日

地方六団体

全国知事会会長	麻生 渡
全国都道府県議会議長会会長	島田 明
全国市長会会長	山出 保
全国市議会議長会会長	国松 誠
全国町村会会長	山本 文男
全国町村議会議長会会長	川股 博